

許可申請フロー（土地の形質の変更に関する工事の手続の流れ）

申請前

許可権者

申請者

相談受付

事前各課協議

資料1参照

周辺住民への周知
(法第11条)

地権者への同意取得
(法第12条第2項第4号)

申請中

申請書受理

許可申請書提出
(法第12条第1項)

審査※

※標準審査期間については、30日（休日
は含まず）とする。申請資料に補正
を要する場合等については、この限り
ではありません。

許可証交付
(法第14条第1項)

施工中

工事着手届受理

工事着手届提出
(細則第9条)

対象の場合のみ

中間検査

中間検査申請書提出
(法第18条第1項)

※工事完了後4日以内に提出
※検査日の調整に書類提出後1週間
程度かかります

中間検査合格証交付
(法第18条第2項)

特定工程ごとに繰り返し

定期報告書の提出
(法第19条第1項)
(3か月ごと)

完了

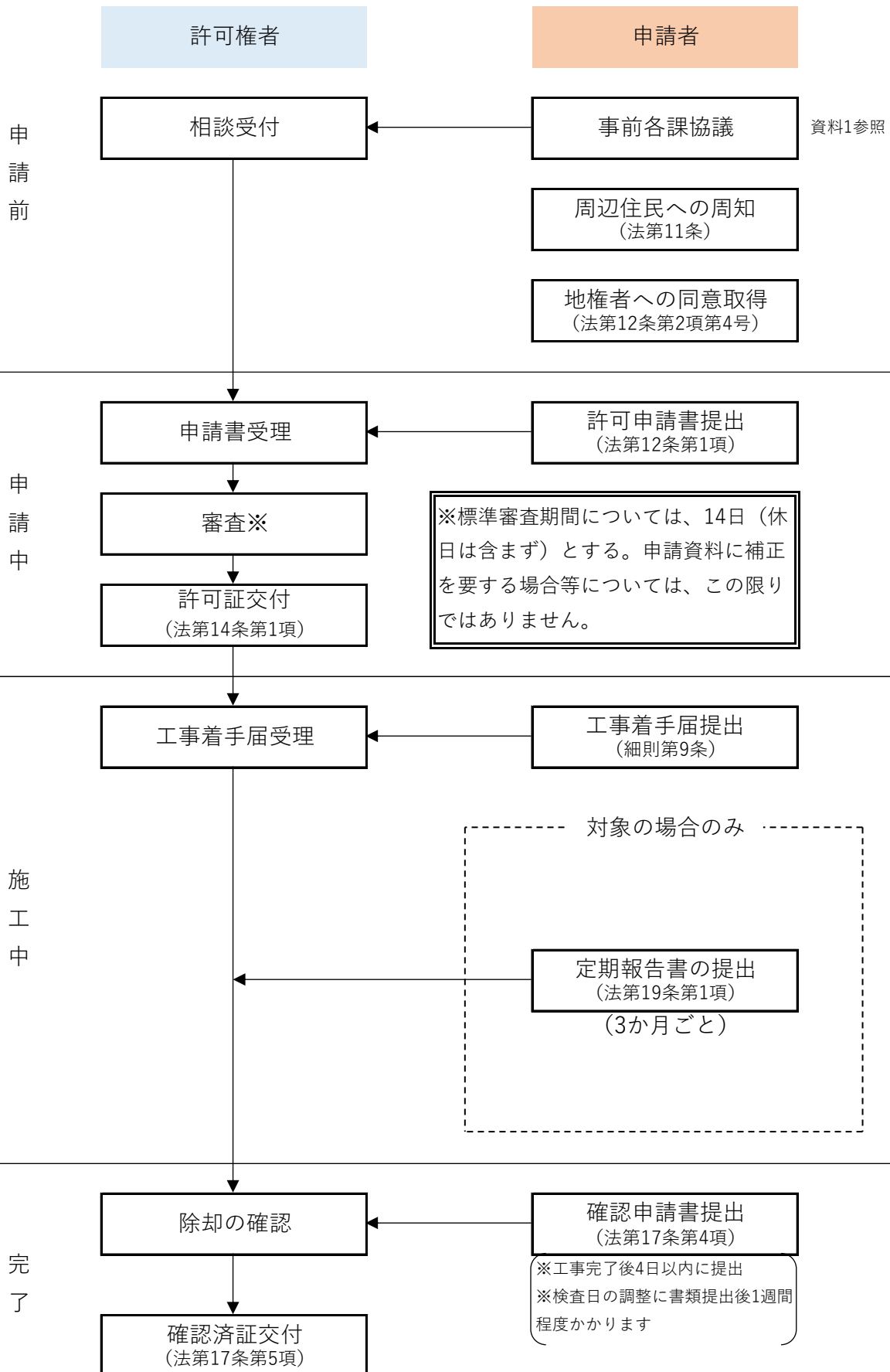
完了検査

完了検査申請書提出
(法第17条第1項)

※工事完了後4日以内に提出
※検査日の調整に書類提出後1週間
程度かかります

検査済証交付
(法第17条第2項)

許可申請フロー（土石の堆積に関する工事の手続の流れ）



盛土規制法許可申請の事前協議について

盛土規制法の許可申請をする際に、事前に下記各課と協議を行い、事前協議報告書の提出をお願いします。

○道路管理課（５F）

道路掘削について

○下水道河川管理課（５F）

施行承認申請について

○農水産課（４F）

森林法に関すること

○農業委員会（６F）

農地転用に関すること

○廃棄物指導課（４F）

土砂等の搬出入計画について

○建築指導課（６F）

確認申請時の高低差の取り扱いについて